



商業法人登記申請を予定されている方へ

QRコード付き書面申請

＼もっと／
を使って**カンタン**に登記申請してみませんか？

商業・法人登記の申請には、QRコード（二次元バーコード）
付き書面申請がとっても便利です！

この方式をご利用いただくと、こんな4つのメリットがあります

QRコード付き書面申請なら

登記申請書を
簡単・正確に作成できます。

「申請用総合ソフト」という無料のソフトには、様々な登記申請に応じた様式が準備されているため、必要な項目を入力するだけで、簡単に登記申請書を作成することができます。
また、必須項目の入力漏れを確認する機能があるので、正確に申請書を作成することができます。

QRコード付き書面申請なら

申請の処理状況を
パソコンで確認できます。

自宅や会社のパソコンから、処理状況を確認することができ、登記が完了すると手続きが完了したお知らせが通知されます。
また、書類に不備があった場合は、事前に登録したアドレス宛てに、お知らせメールが送信されます。

QRコード付き書面申請なら

電子署名・電子証明書
の添付が**不要!**

「申請用総合ソフト」で作成した申請書を印刷して登記所に提出（申請）する方法ですので、電子署名や電子証明書は必要ありません。

QRコード付き書面申請なら

作成したデータを
管理・再利用することができます。

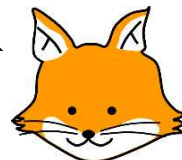
一度作成したデータは、申請用総合ソフト上で管理することができますので、同様の申請を行う際にデータを再利用することができます。

福井地方法務局登記部門



法務省ホームページの申請用総合ソフトを利用すると申請書を作成しながら申請データを管轄法務局へ送信できるようになります。また、作成した申請データは申請用総合ソフトに保存されます。

再利用も可能!



登記完了までの **6** つのSTEP!

STEP 1

申請ソフトのダウンロード
※電子署名は不要です。

STEP 2

申請者情報を登録
※初回のみ。

申請データを保存可能で
管理が**カンタン!**

STEP 3

申請書の作成

STEP 4

申請データを送信

平日**8:30~21:00**
まで送信可能!

STEP 5

QRコード付き
書面申請書等を印刷

CD-R又は別紙の提出が
不要!

STEP 6

管轄法務局へ提出(窓口または郵送)

- ①QRコード付き書面申請書
- ②収入印紙
- ③委任状
- ④添付書類

登記が完了すると法務局から「お知らせ通知」が送信されます。

★補正等がある場合は、電話での連絡又はオンラインで「お知らせ通知」が送信されます。

WEB上で処理状況
が確認できます。

STEP 1

申請ソフトのダウンロード

登記供託オンライン申請システム(登記ねっと、供託ねっと)のページから『申請用総合ソフト』をダウンロードし、ご利用のパソコンにインストールします。

(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>)

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと

文字サイズの変更 大 小

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登記ねっと 供託ねっと **ダウンロード(ソフトウェア・操作手引書)** オンライン申請ご利用上の注意 FAQ お問い合わせ サイトマップ

トップページ > ダウンロード(ソフトウェア・操作手引書)

ダウンロード(ソフトウェア・操作手引書)

ソフトウェアのダウンロード

申請用総合ソフトのほか、各手続の申請に必要なソフトウェアを以下からダウンロードし、ご利用のPCにインストールしてください。

ご利用の環境によっては、各種設定が必要となります。オンライン申請ご利用上の注意の「お使いの端末/インターネットに関する留意事項」の項目をご確認ください。

ソフトウェアのダウンロード

- 申請用総合ソフト
- PDF署名プラグイン
- 体験版申請用総合ソフト

申請用総合ソフト
バージョン8.0B(R5.4.3)
ダウンロード
ファイルサイズ:31.7MB

「申請用総合ソフト」の本体のインストーラです。発信元が「t-k-download.moj.go.jp」であることを確認し、インストールしてください。



POINT

※利用するパソコンの状況によっては、申請用総合ソフトをインストールする前に以下の事前準備が必要となる場合があります。

- ①信頼済みサイトへの登録
- ②ポップアップブロック機能の設定
- ③安全な通信を行うために必要な証明書の確認
- ④プロキシ設定

なお、事前準備にあたり、利用するパソコンの状況によっては、Windowsの標準ユーザーでは設定等ができない場合があります。

この場合は、パソコンのネットワーク管理者等にお問い合わせください。

※登記・供託オンライン申請システムのご利用にあたっては、利用規約をご確認願います。

STEP 2

申請者情報を登録

申請用総合ソフトのご利用にあたっては、事前に「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと 供託ねっと)」のサイトから、「申請者情報の登録」を行い、申請者ID及びパスワードを取得します。

登記・供託オンライン申請システム

文字サイズの変更 大 中 小

登記ねっと 供託ねっと

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登記ねっと 供託ねっと ダウンロード(ソフトウェア) (操作手引き書) オンライン申請ご利用上の注意 FAQ お問い合わせ サイトマップ

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

各種サービス

かんたん証明書請求

オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。

供託かんたん申請

オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。

かんたん登記申請

オンラインで一部の登記申請や印鑑証明書の請求ができます。

商号調査

既に登録されている他の会社・法人の商号の確認ができます。

申請用総合ソフト

本システムで取り扱う全ての手続の申請・請求を行えるソフトウェアです。

お知らせ

お知らせ一覧

処理状況の確認・電子納付等をされる方

処理状況照会
(かんたん証明書請求/供託かんたん申請)

処理状況照会
(かんたん登記申請)

これからご利用を開始する方

初めてご利用になる方へ

申請者情報登録

※登記・供託オンライン申請システムをご利用いただくためには、申請者情報の登録が必要です。



▼登録する申請者情報を入力してください。
※1年ごと利用(ログイン)のない申請者IDは無効となります。

申請者ID【必須】
※半角英数字11文字以内(大文字小文字区別) >

パスワード【必須】
※半角英数字、「-」「+」を含む。8文字以上20文字以内(大文字小文字区別) >

POINT



登録には「ID」と「パスワード」の設定が必要です。
メモなどして忘れないようにしてください。

「ID」について

- ①半角英数字 ②11文字以内 ③大文字と小文字の区別があります。

「パスワード」について

- ①半角英数字及び記号 ※上記文字が混在する必要があります。
(半角英数字に「-」や「+」などの記号が必須)
入力欄に使える記号のリンクがありますので参考にしてください。
- ②8文字以上20文字以内
- ③大文字小文字の区別があります。

ご自分で任意に
設定します。

STEP 3

申請書の作成

「申請用総合ソフト」を使用して、登記申請書(図1)を作成します。
あらかじめ用意された申請書の様式フォームに、必要事項を入力することによって、申請書情報が作成されます。

図 1

「登記申請書」の作成例

① 「申請用総合ソフト」の起動

デスクトップのショートカットから、申請用総合ソフトを起動させます。

申請者IDとパスワードは、登記供託オンライン申請システムに登録したものを入力します。



ダウンロードが完了するとパソコン上に「申請用総合ソフト」のアイコンが作成されます。



「申請者情報登録」の際に登録した申請者ID及びパスワードを入力し、「OK」をクリック

② 申請書様式の選択

商業登記申請書の「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請書・嘱託書」の中から、申請様式を選択します。



③ 申請書様式（作成用入力フォーム）への入力

各項目の空欄に
入力します。

登記すべき事項は、
別紙表示のボタンを
クリックして入力し
ます。

作成例の種別と作
成例を選択して「転
記」をクリックする
と、作成例が表示さ
れるので、これを基
に必要事項を入力し
ます。

STEP 4

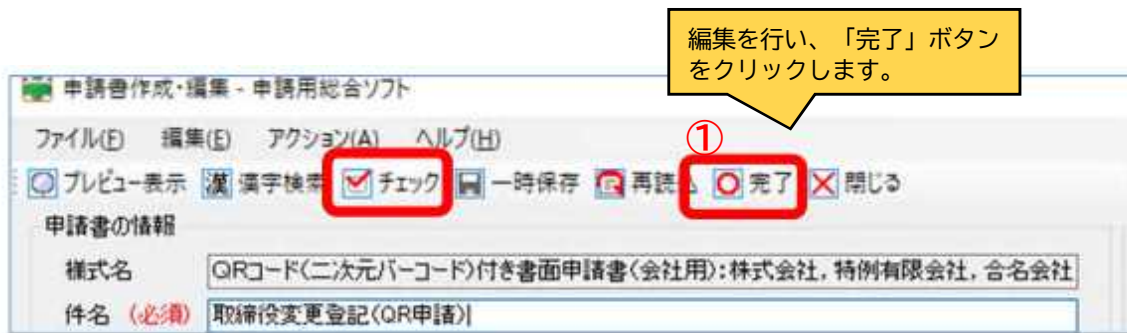
申請書データを送信

申請データを、申請先の登記所へ送信します。

入力終了後に「チェック」をクリックします。エラーがないことを確認した後、「完了」をクリックします。

申請書を編集した後、完了ボタンをクリックする①と処理状況が「未送信」②のQRコード付き書面申請が保存されます。

上部メニューの「申請データ送信」ボタン③をクリックして、申請データを送信します。

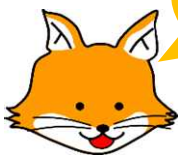


商業・法人のタブから申請書データを選択し、「申請書データ送信」をクリックします。

電子署名を付与することなく送信することができます。



※送信完了後、「更新」をクリックすると、処理状況欄が「未送信」から「到達・受付待ち」に変わり、到達欄が表示されます。



POINT

書面申請書を法務局に提出前に申請データを送信してください。

STEP 5

QRコード付き書面申請を印刷

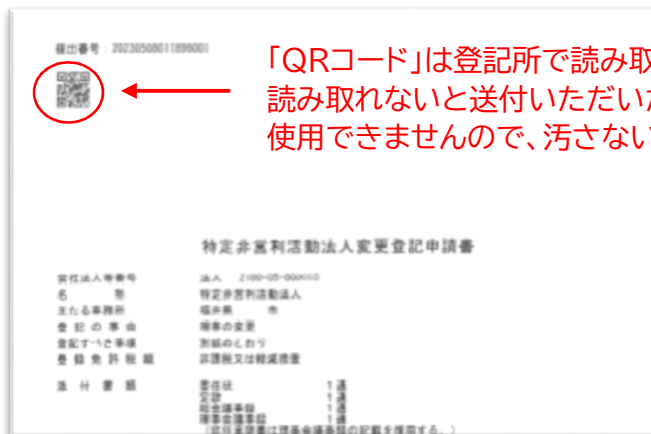
申請データが、申請先の登記所へ到達したことを確認した後、登記申請書を印刷します。申請書の添付書面とともに登記所へ提出します。



「件名」をダブルクリックすると「申請情報」「委任状」「別紙登記すべき事項」が表示されます。



画面上でマウスを右クリックして「印刷」を選択し、印刷します。



管轄法務局

印刷した申請書と必要な添付書面を登記所の窓口に提出してください。

※印刷した申請書には押印が必要です。

詳しくは、以下のホームページを参照してください。

〈不動産登記の申請書様式について〉

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/minji79.html> (法務局ホームページ)

〈商業法人登記のQRコード(二次元バーコード)付き書面申請について〉

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_00016.html (法務局ホームページ)

QRコード付き書面申請についてくわしくはこちら
QRコード(二次元バーコード)付き書面申請について
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_00001_00016.html



STEP 6

管轄法務局へ提出(窓口または郵送)

- ①印刷した「登記申請書」「印紙台紙」「委任状」に申請人及び代理人の押印と割印等の処理をしてください。
※申請書には、必ず連絡先(電話番号)を記載してください。

- ①申請書
 - ②収入印紙(登録免許税分の印紙を貼付)
 - ③委任状※必要な方(代理人が申請する場合のみ)
 - ④添付書類
- ①～④がそろったら、登記申請へ

- ②上記でそろえた登記申請書等を管轄の法務局へ提出してください。
(法務局へ直接持参又は郵送等で送付)

〈送付先〉

〒910-8504
福井市春山一丁目1番54号 福井春山合同庁舎内
福井地方法務局登記部門 商業法人係

- ③完了すると、法務局からお知らせ通知が送信されます。
※書類を審査して、不備があるときは、電話またはお知らせ通知によりご連絡します。



申請書類の書式・管轄のご案内はこちら

(完了予定日は福井地方法務局ホームページで確認できます。)

福井地方法務局ホームページ

<https://houmukyoku.moj.go.jp/fukui/>



操作方法がわからない時はこちら

お問い合わせ前に

利用者の皆様から多く寄せられているお問い合わせは、FAQ に掲載しています。ぜひご参照ください。

登記・供託オンライン申請システムトップページ > FAQ・お問い合わせ > FAQ

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/faq/faq_top.html



サポートデスク

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

電話でのお問い合わせ: 月曜日から金曜日まで8:30~19:00

(祝日・休日・12/29~1/3までを除く)

050ビジネスダイヤル: 050-3786-5797

電子メールでのお問い合わせ: 毎日

(国民の祝日・休日、年末年始を含む24時間)

<https://touki-kyoutaku-support.moj.go.jp/welcome.do>



※「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。

申請用総合ソフトは、登記事項証明書や印鑑証明書のオンライン請求にも利用することができます。(8:30~21:00)

登記事項証明書や印鑑証明書をオンラインで請求すると、手数料が安くなります。

スマホでもできる!



登記事項証明書
通常 窓口請求: 600円
↓
オンライン 郵送請求: 500円
窓口請求: 480円

印鑑証明書
通常 窓口請求: 450円
↓
オンライン 郵送請求: 410円
窓口請求: 390円

詳しくは、法務局ホームページ

(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/flow/kantan/gaiyo.html>)
を参照ください。



業務に関するお問い合わせ
福井地方法務局登記部門 商業法人係
0776-22-4895(直通)